

平成23年6月20日

気象警報発令時の登校について（お知らせ）

- 1 午前6時の時点で、印旛地区（地区内の市町のいずれでも）に下記（1）～（3）の警報が発令されている場合は、自宅待機すること。
 - （1）大雨警報と暴風警報の両方
 - （2）大雪警報
 - （3）暴風雪警報

- 2 午前6時から午前10時までの間に上記警報が解除された場合は、午前11時30分をめどに登校する。登校する場合には、危険がないか十分注意・確認すること。

- 3 午前10時の時点で、上記（1）～（3）の警報が継続されている場合は、学校は臨時休業とするので自宅で学習すること。その際、授業、部活動は行わず、生徒は欠席扱いとしない。

- 4 印旛地区以外に居住する生徒は、その地区に、上記（1）～（3）の警報が発令されている場合、臨時休業を除いて、上記と同様の扱いとする。

※ 警報の発令の有無は、公共機関（気象庁・NHK等）のニュースやホームページで確認すること。

※ 「印旛地区」に該当する市町は、

富里市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、酒々井町、栄町である。